

2026年4月1日

2026年度 応募者資料

公益財団法人亀井記念財団

収入証明書類について

同居している家族は奨学金申込書の家族構成欄に全員記入し、同居家族全員分の収入証明書類を添付して下さい。(扶養している就学者の収入証明は必要ありません)

扶養をしていない独立生計の祖父母も同じ敷地内に同居している場合は公的年金等の収入証明書類の添付が必要です。

収入証明の各添付書類については下記の点にご注意下さい。

1 収入を証明する各添付書類 [所得の種類及び年間総収入額(万円単位:千円以下切捨)]

(1) 給与・賃金等所得の人

- ① 2026年1月1日以前より同じ会社に勤務している場合
 - ・ 2025年分(令和7年分)給与所得者の源泉徴収票のコピー。
所得の種類は「給与」、年間総収入額は源泉徴収票の支払金額を記入。
 - ② 2026年1月2日以降に就職または転職した場合
 - ・ 就職した場合
新勤務先からの年収見込証明書、または直近3ヶ月分の給与明細書のコピー。
年間総収入額は(平均給与支給総額×1月～12月までの勤務予定月数)を記入。
 - ・ 転職した場合
前勤務先の2026年分源泉徴収票のコピーと新勤務先の年収見込証明書、または直近3ヶ月分の給与明細書のコピー。年間総収入額は前勤務先と新勤務先の合計を記入
 - ③ 失業した人で失業給付金受給中の場合(受給予定を含む)
 - ・ 雇用保険受給資格者証のコピー。(受給期間、受給日数、日額等の記載があるもの)
今年退職の場合は2026年分源泉徴収票のコピーも添付。
所得の種類は「失業手当」、年間総収入額は(基本手当日額×今年の給付日数)を記入

(2) 自営業(商店・農業等)及び保険外交員等の所得の人

- ① 2026年1月1日以前より同じ業務形態の場合
 - ・ 2025年分(令和7年分)確定申告書の第一表と第二表のコピーまたは、2026年度(令和8年度)市町村民税・県民税申告書のコピー。
所得の種類は「事業」、年間総収入額は確定申告書の収入金額等の事業合計額を記入。
 - ② 2026年1月2日以降に開業又は廃業した場合
 - ・ 税務署への「事業開業・廃業届出書」のコピー。今年の予想収入金額を記入。

(3) 年金（遺族年金や障害年金含む）を受けている人

- ・ 2025年分（令和7年分）公的年金等源泉徴収票または年金額振込通知書、年金証書等のコピー
所得の種類は「年金」、年間総収入額は源泉徴収票の支払金額を記入。

(4) 生活保護を受けている人

- ・ 生活保護決定（改定）通知書のコピー（2025年1月～現在まで）を全部添付
所得の種類は「生活保護」、年間総収入額は（平均月額×今年該当予定月数）を記入。

(5) 各種手当（児童扶養手当・特別児童扶養手当等）を受給している人

- ・ 受給金額のある通知書、受給証明書等のコピー。（紛失の場合は通帳のコピー）
今年の児童扶養手当等の予定合計金額欄に記入。
児童手当の受給は収入の対象に含みませんので金額の記入や証明書類は不要です。

(6) 上記以外で養育費等の収入がある場合は収入額に記入して下さい。（証明書不要）

2 特別な控除を受けるための証明書類（該当する場合のみ提出）

(1) 障がい者（1級～3級）や要介護者（3以上）を家族構成欄に記入した場合

- ・ 障がい者手帳、介護保険証のコピー。

(2) 主に家計を支えている者が別居（単身赴任）している場合（自己都合の別居を除く）

- ・ 単身赴任を証明する会社からの証明書、または別居者の氏名と住所のある水道光熱費等の領収書のコピー。

※注意事項

各市町村発行の「課税証明書」及び「非課税証明書」または「市県民税の特別徴収税額通知書」は収入証明書類として使用できません。

必ず、源泉徴収票や確定申告書のコピーを添付して下さい。

以上